研－１

「研究開発法人の機能強化」について

平成２７年７月２日
内閣府政策統括官
（科学技術・ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ担当）付
参事官（研究開発法人制度担当）

○「研究開発法人の機能強化」については、「科学技術イノベーション総合戦略 2015」（H27.6.19 閣議決定）の第 2 部第 1 章 3. (4)にて、重点的取組とされているところ。

（研－２参照）

○この実施に向けて、研究開発法人所管府省からなる「研究開発法人担当課等府省連絡会議」を開始し、関係者間での情報共有・意見交換を行う場を設定した。

（研－３参照）

○第 1 回連絡会議では、随意契約によることができる限度額の基準の在り方についての検討を開始し、クロスアポイントメント制度に関する情報共有を行った。

（研－４、研－５参照）